

## 家庭の水道のしくみ

### 給水装置とは

公道(道路)に埋められた水道管を配水管といいます。

この配水管に取り付けられた分水栓から、ご家庭の給水栓(じゃ口)等の器具を総称して「給水装置」と呼んでいます。

なお、受水そうが設置されているものは、受水そうのボールタップ等の水を自動的に給水する装置までが給水装置です。

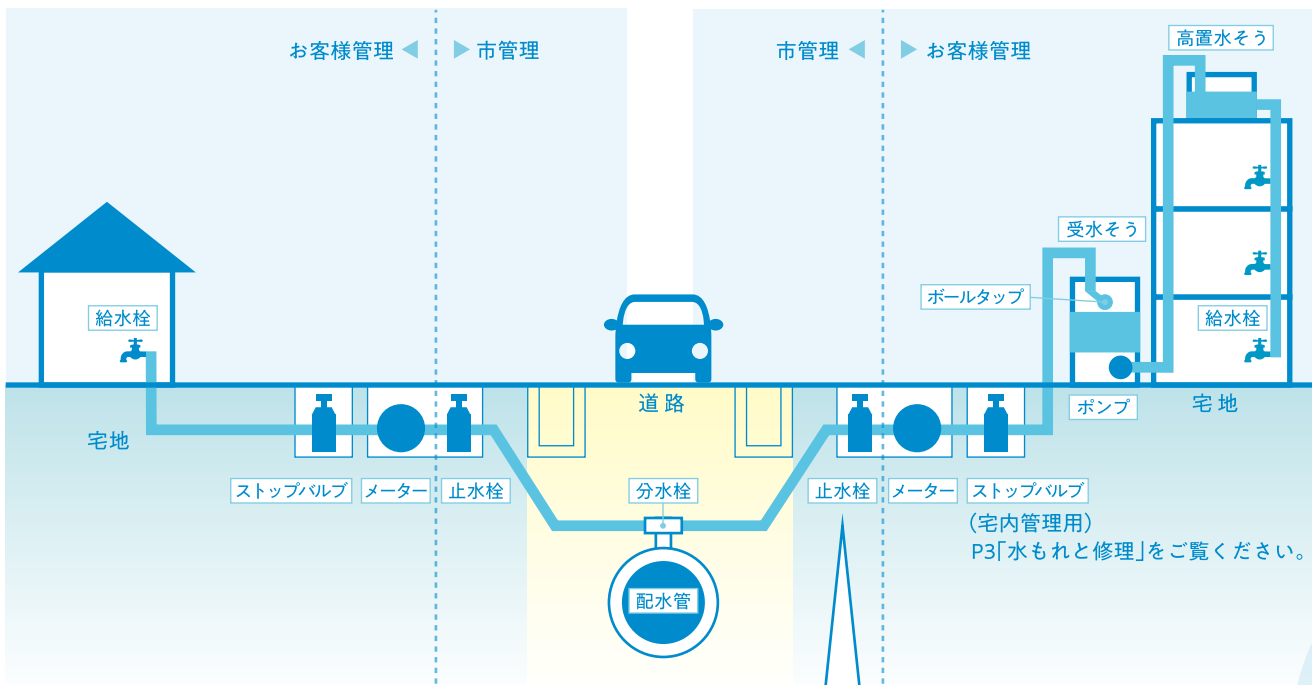
### 水道の施設の区分と管理区分

配水管は市の所有物です。この配水管から分かれた給水装置は、お客様の所有物です。

また、管理区分としては、配水管から止水栓までは市が管理し、水道メーター(メーターボックス含む)から宅地・建物側は、お客様の管理になりますので、気をつけて管理しましょう。

#### 〈直結直圧方式〉

#### 〈受水そう(貯水そう)方式〉



(宅内管理用)  
P3「水もれと修理」をご覧ください。

止水栓はメーターの管理のため、通常は空回りして止めることができません。水を止める時は、ストップバルブをご利用ください。

# 水道工事の新設、改造等工事のお申込み

## お申込み方法

新設、増設、改造、撤去、修理等は、必ず野々市市が指定した給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という）に依頼してください。水道工事における手続きをお客様に代わって行ってくれます。

## 無届け工事にご注意ください

指定工事業者ではない業者へ依頼すると、無資格または無届け工事となる恐れがあり、市の水道給水条例によって水を止められたり、過料を科せられたりする場合がありますのでご注意ください。

※指定工事業者については、上水道係へお問い合わせいただくか市のホームページをご覧ください。（「野々市市 指定給水」で検索）

## 受水そう（貯水そう）の維持管理

### 受水そうとは

団地、アパートやマンション等で水道管を通して送られてきた水を一旦溜めておくところです。

### いつもきれいにしておきましょう

受水そうや高置水そうは、大切な飲み水を溜めておくところです。管理者やご利用になるみなさまは清潔に保つよう管理してください。

受水そうは、法令や市の条例等で掃除や水質検査等、管理することが義務づけられています。受水そうの容量によって管理方法は異なっていますので、団地、アパート、マンション等にお住まいの方で、詳しく知りたい場合は、管理人か管理会社にお問い合わせください。

### 受水そう等の管理

次のことに気をつけて、管理してください。

- ① 受水そうや高置水そうの掃除を1年に1回以上定期的に行い、いつもきれいにしておきましょう。
- ② 受水そう、高置水そうの状態やマンホール（ふた）のカギ等の点検を行って、不備がある場合はすみやかに改善しましょう。
- ③ 水の色や味、におい等に注意して、異常があれば水質検査の専門機関で検査をしましょう。
- ④ 管理状況について1年に1回以上、指定検査機関で定期的な検査を受けましょう。

※検査機関については、上水道係へお問い合わせください。

また、下記ホームページにも掲載されています。

厚生労働省ホームページ

・水質検査機関登録簿 ・簡易専用水道検査機関登録簿

# 水もれと修理

## 水道の使用量が多いなと思ったとき

地下や床下等で、水がもれている可能性があります。  
全てのじゃ口をしめて水を使わない状態にしてから、  
メーターを確認しましょう。  
メーターにあるパイロットマークを見てください。少しでも回っていれば、水がもれています。  
トイレに水を溜めるタンクがついている場合は、タンク内で水が止まらないときがあるので、確認しましょう。



## 水道の水もれ

水もれはすぐに修理してください。水道メーターより宅地側の水もれについては、お客様がご自身で管理することになります。(P1「家庭の水道のしくみ」をご覧ください)

ストップバルブで水を止めて、指定工事業者へ修理をお申し込みください。

※指定工事業者については、上水道係へお問い合わせいただくか市のホームページをご覧ください。(「野々市市 指定給水」で検索)

ストップバルブで水が止まらない場合や、見つからない場合は上水道係へお問い合わせください。ストップバルブが固くて回らない場合は、ドライバー等を2本用意し、ハンドル内側のすき間にさしこんでひねると(時計回り)、回しやすくなります。あまり強く回すとこわれることがありますので、注意してください。

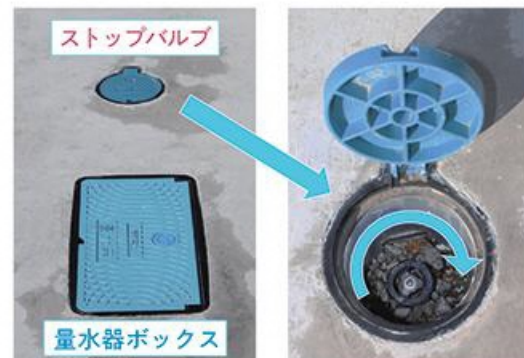
また、地下や床下等で水がもれていた場合は、もれていた分の料金の一部を減免する制度があります。(P9下部をご覧ください)

## じゃ口やトイレの水もれ

コマやパッキンを交換しても水が止まらない時や、トイレや給湯器等から水がもれる時は、指定工事業者か器具メーカー・販売店等へ修理を申し込んでください。

## 道路の水もれ

晴れているのにずっと道路がぬれていたり、側溝のすき間から水が流れている場合は、道路に埋められている水道管から水がもれている恐れがあります。もし見つけたら、上水道係へご連絡ください。



## 水を安全にご利用いただくためには

### 朝一番の水は飲み水以外に

朝一番や旅行等で長期間水を使用しなかったときの水は、水道管の中に長時間とどまっています。このような場合は、殺菌するために水に入れている塩素がなくなっている恐れがありますので、先にトイレを使用する等して、バケツ1杯分くらいは飲み水以外に使用してください。

### 白い泡が出る

コップ等に水をいれると、白くにごっている場合があります。これは、水道管の中に入った空気がたくさんの小さなアワになり混ざったものです。そのまましばらく置いておくとアワが消えてきれいになりますので、そのまま使っていただいても問題ありません。



### にごった水が出る

水道工事や断水、火災による消火活動等で水道管の中の水の速さや、流れる方向が変わると水がにごる場合があります。しばらく水を流してきれいになったのを確認してからご利用ください。しばらく水を流してもきれいにならない場合は、上水道係へご連絡ください。

## 水道の冬支度

### 水道管の凍結に注意

気温がマイナス4℃以下になると、水道管が凍ったり、破れつしたりする恐れがあります。また、水道管の防寒が不完全な場合や、風当たりの強い日陰等では、マイナス2℃程度でも凍結することがあります。

### 水道管が破れつしたら

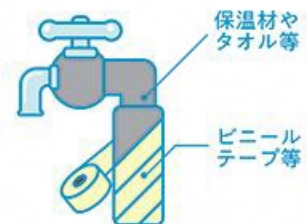
すぐにストップバルブで水を止めて、指定工事業者へ修理をお申し込みください。(P3「水もれと修理」をご覧ください)

### 水道が凍って水が出ないときは

凍っている水道管にタオル等をかぶせて、上からゆっくりとお湯をかけてください。凍っている管に熱湯を直接かけると、破れつしたり、ヒビが入ることがあります。

### 防寒のしかた

露出している水道管やじゃ口に保温材を巻きます。保温材はホームセンター等で購入できます。外気にあたる部分があると凍結しやすいので、すき間ができないように完全に包んでください。身近な材料で保温する場合は、中に水が入らないよう、いらなくなった毛布、タオル等を巻き、その上から更にビニールテープ等で巻いてください。



### 水道水での消雪について

一般のご家庭で、玄関等を水道で消雪すると、水を止めた後に凍結し、転倒することがありますので、ご注意ください。また、消雪にはたくさん水を使うので、上下水道の料金も高くなります。水は限りある資源なので、大切に利用しましょう。

# 水道メーターと検針

## 使用水量

水道の使用水量は2か月に1回、月の初めに検針して調べます。お住まいの地域によって、奇数月に検針するところと、偶数月に検針するところがあります。いつ検針しているかは、検針時にお配りしている検針票をご覧ください。

使用水量に不明な点がある場合は、管理係へお問い合わせください。

## 水道メーターの読み方

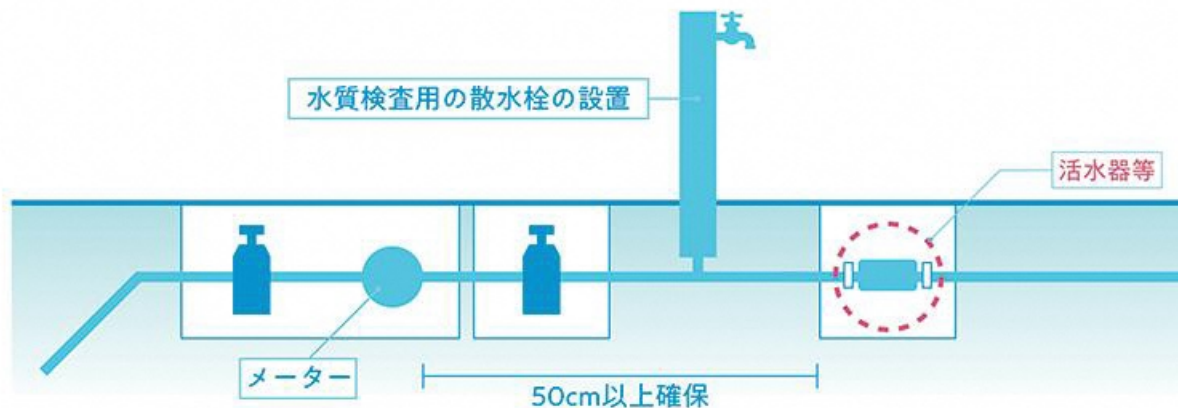
1m<sup>3</sup>(立方メートル)単位で、メーターの白い数字を読んでいきます。小数点以下は、切り捨てます。

(例:この画像では56m<sup>3</sup>)



## 検針にご協力ください

- ① メーターボックスの上に物を置かないでください。  
降雪時には除雪をお願いします。
- ② 水道の引込工事(新設・改造)をする場合は、障害物の無い検針しやすい場所にメーターを設置しましょう。
- ③ 検針しやすいように、メーターボックスの中をきれいにしておきましょう。  
花壇の中に設置している場合は、検針できるようにお手入れをお願いします。
- ④ 磁気活水器等を取り付ける場合は、メーターから50cm以上はなして設置してください。  
これ以上近くに設置すると、メーターに誤差がでる可能性があります。



## 水道・下水道検針のお知らせ ご利用いただきありがとうございます

三納1丁目1  
(テスト用)  
野々市 一部 様

お客様番号: 9000001-005   メーター口径: 013mm  
検針番号: 00901-0000-001   メーター番号: 9999999999

令和2年2月分[12, 1月使用分]

今月指示数	1m <sup>3</sup>	予定金額(税込)	
前月指示数(-)	0m <sup>3</sup>	上水	1,518円
取替前使用水量(-)	0m <sup>3</sup>	下水	2,310円
上水使用水量	0m <sup>3</sup>		
下水使用水量	0m <sup>3</sup>	合計	3,828円

検針とお支払いは2か月に1回(2か月分)となっております。  
次回の検針とお支払いは2か月後となります。

・今月分の口座振替は、2月28日の予定です。  
・本費で集金することはありません。

検針日 令和2年2月1日 検針員 水道 太郎

## 前回の口座振替済のお知らせ

令和\*\*年\*\*月分[\*\*, \*\*月使用分]

振替日	令和**年**月**日	金額(税込)	
上水使用水量	*****m <sup>3</sup>	上水	*****円
下水使用水量	*****m <sup>3</sup>	下水	*****円
		合計	*****円

・このお知らせは口座振替払いの方へのご案内です。

お問合せ 野々市市土木部 上下水道課  
TEL(076)227-6102(直通)  
土・日・祝日、年末年始を除く平日8:30-17:15

## 下水道への接続のお願い

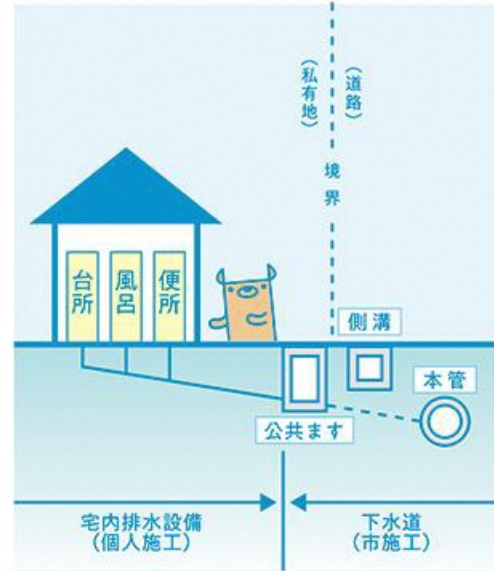
### 生活排水の下水道への接続はお早めに

下水道が整備された区域では、法律により接続が義務づけられています。下水道は、使用可能な区域の皆さんが接続することによって環境が良くなります。まだ下水道に接続されていない場合は、早く接続して、自分たちが暮らす身近な地域の環境が良くなるように取り組みましょう。

### 排水設備工事は必ず指定工事業者を通じて

排水設備工事は、指定工事業者に申し込んでください。排水設備工事を行う時は、事前に市へ設計書を提出して書類審査を受けなければなりません。この手続きは、指定工事業者が代行します。

### 【下水道計画図】



※指定工事業者については、下水道係へお問い合わせいただくか市のホームページをご覧ください。(「野々市市 指定下水」で検索)

## 宅地内のますは定期的に清掃しましょう

台所から出る油分は、宅地内の排水管だけでなく、道路下の下水道本管を詰まらせる原因となります。そのため、台所からの排水には、写真のような30~40cm程度のバケツ式トラップますを設置して、油分を溜める構造になっています。溜まった油分は、定期的にひしゃく等で取り除き、水気を切ってから一般ごみとして処分してください。

また、宅地内の排水管には、点検口となる15cm程度の小口径ますが数か所設置されています。このますについても、定期的にマイナスドライバー等でふたを開けて、汚れがひどい場合は清掃しましょう。



バケツ式トラップます



小口径ます

# 下水道とつきあう 10 の心得は…

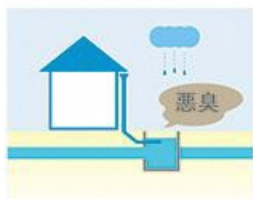
- 1** 土砂や<sup>はいゆ</sup>廃油、木片などの<sup>はいきぶつ</sup>廃棄物やガソリン、石油、シンナー、アルコールなどの危険物を流さないようにしましょう。管きよやますが詰まったり、ポンプ場が故障する原因になります。  
爆発性の高い危険物は、瞬間的に大爆発をおこして思わぬ大惨事を招く恐れがあります。



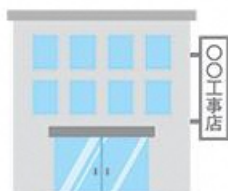
- 2** マンホールのふたは、むやみに開けないようにしましょう。



- 3** 雨水ますに<sup>おすいかん</sup>汚水管をつながないようにしましょう。



- 4** 水洗トイレの新設・改造工事・排水設備の補修などは、『指定工事業者』で行いましょう。



- 5** バケツ式トラップまたは2～3か月に1回<sup>せいそう</sup>清掃しましょう。



- 6** 水洗トイレ用水は節約し、もし水もれのある場合には早急に直しましょう。



- 7** 排水設備はトラップをつけましょう。家の中に<sup>あくしゅう</sup>悪臭が<sup>じゅうまん</sup>充満するのを防ぎます。



- 8** 排水設備、水洗トイレには、流れにくいものを流さないようにしましょう。野菜くずやゴミ、あるいは、溶けにくい紙などを流すと、排水管やますが詰まったり、下水処理場の機能を低下させます。



- 9** 共同住宅の排水設備の管理は、共同で行いましょう。お互いの協力と注意が、住みよい生活環境を守ります。



- 10** 工場や事業場から出る排水には、除外施設を設けなければなりません。下水道施設を<sup>はいすい</sup>悪質な排水から守ります。



# 上下水道の料金 (令和4年9月現在)

## 上水道料金の算出方法

上水道の使用水量により、基本料金と超過料金の合計がお支払い金額となります。

上水道	一般用	給水使用料金 (2か月検針)	
		基本料金(20m <sup>3</sup> まで) 1,200円	
		量水器使用料金 (2か月検針)	
		口径	料金
		13ミリ	180円
		20ミリ	300円
		25ミリ	320円
		30ミリ	480円
		40ミリ	560円
		50ミリ	3,380円
		75ミリ	3,880円
100ミリ	6,240円		
超過料金(1m <sup>3</sup> につき)			
124円			

《計算方法例》 2か月検針で41m<sup>3</sup>をご使用の場合  
 量水器使用料金+基本料金+(41m<sup>3</sup>-20m<sup>3</sup>)×124円  
 ※消費税相当額が、別途加算されます。

## 下水道料金の算出方法

下水道の使用水量により、基本料金と超過料金の合計がお支払い金額となります。

下水道	一般汚水	下水道使用料 (2か月検針)	
		基本料金(20m <sup>3</sup> まで) 2,460円	
		超過料金(1m <sup>3</sup> につき)	
		21m <sup>3</sup> ~60m <sup>3</sup>	134円
		61m <sup>3</sup> ~100m <sup>3</sup>	149円
		101m <sup>3</sup> ~200m <sup>3</sup>	163円
		201m <sup>3</sup> ~	176円

《計算方法例》 2か月検針で41m<sup>3</sup>をご使用の場合  
 基本料金+(41m<sup>3</sup>-20m<sup>3</sup>)×134円  
 ※消費税相当額が、別途加算されます。

### 水道の使い方による使用水量(目安)

じゃ口の口径の大きさ等により若干使用水量が異なる場合があります。

歯磨き	30秒間流しっぱなしの場合	約6リットル
食器洗い	5分間流しっぱなしの場合	約60リットル
シャワー	3分間流しっぱなしの場合	約36リットル
洗車	20分間流しっぱなしの場合	約240リットル
洗面・手洗い	1分間流しっぱなしの場合	約12リットル

※1,000リットル=1m<sup>3</sup>

### お支払い方法(納入通知書でのお支払いの場合)

郵送された納入通知書を取扱い金融機関またはコンビニエンスストアにお持ちのうえ、期限内にお支払いください。

また、一部スマホ決済サービスにも対応しております。対応しているサービスは納入通知書に記載していますのでご確認ください。

### 便利な口座振替をご利用ください

口座振替の手続きは、預貯金通帳、通帳印、「納入通知書」または「水道・下水道検針のお知らせ」をお持ちのうえ、市の取扱い金融機関へお申し込みください。

なお、口座振替日は毎月28日です。28日が土日祝日の場合は口座振替日が翌営業日となります。

※取扱い金融機関は、上下水道課へお問い合わせいただくか、納入通知書の裏面や市のホームページをご覧ください。  
(「野々市市 公金」で検索)

### 水もれにより料金が高額となった時は

もれた水の上下水道料金の一部を減免できる制度があります。修理を行った指定工事業者を通じて申請してください。

### 減免の対象となるには

お客様に過失がなく、発見が難しいところから水もれしていた場合が対象となります。ただし、下水道の料金だけ対象となる場合がありますので、管理係までお問い合わせください。(例:給湯器からの水もれ)

# お問い合わせ・ご相談

## 上水道係

☎076-227-6106

- ・水道の故障や修理について
- ・道路上の漏水を見つけたとき
- ・水道の新設・改良・撤去について
- ・市指定給水装置工事事業者について
- ・水のごり、出水不良について
- ・貯水そう水道について
- ・断水工事について
- ・水道の水質検査について



## 下水道係

☎076-227-6096

- ・下水道工事について
- ・下水道の維持管理について
- ・宅内排水設備について



## 管理係

☎076-227-6102

- ・水道料金や支払い方法について
- ・水道の使用量やメーターの検針について
- ・水道の使用開始・休止・転居の申し込み
- ・給水装置の所有者変更について
- ・ペットボトル水について



野々市市ホームページ <https://www.city.nonoichi.lg.jp/>

令和2年12月 初版

野々市市建設部上下水道課

〒921-8510 野々市市三納1丁目1番地

上下水道課メールアドレス [jougesui@city.nonoichi.lg.jp](mailto:jougesui@city.nonoichi.lg.jp)

